

平成23年5月10日
北陸信越運輸局

東日本大震災に伴う災害復旧等車両の 自動車検査証の有効期間の再々伸長について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響で、被災地において使用されている救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車（以下「災害復旧等車両」という。）については、自動車検査証の有効期間を最長で2か月間伸長しているところです。

しかしながら、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において使用されている災害復旧等車両については、未だ継続検査を受けることが困難な状況であると認められることから、自動車検査証の有効期間の満了日が平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、その有効期間の満了日を平成23年6月11日まで再々伸長することとし、新潟県、長野県、富山県及び石川県に使用の本拠の位置を有する該当自動車について、別紙写しのとおり各運輸支局長が公示しました。

当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すれば良いこととなります。

（注）これまで災害復旧等車両の自動車検査証の有効期間の伸長（最長2か月間）については、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において使用されている車両を対象としてきましたが、この度は災害復旧等の状況を勘案して、岩手県、宮城県及び福島県において使用されている車両を対象としています。

【問い合わせ先】

・北陸信越運輸局自動車技術安全部 技術課 担当 佐々木、古川
TEL 025-244-6114（直通）

公 示

公示第2号

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が平成23年3月11日から同年6月10日までのものは、平成23年6月11日をもって満了するものとする。

平成23年5月10日

北陸信越運輸局 長野運輸支局長